

9月9日は「救急の日」です。この日は、皆さんに救急医療と救急業務について正しい理解と認識を深めていただくために設けられました。また、救急の日を含む9月3日(月)から9日(日)までが「救急医療週間」です。

町の平成18年の救急出場件数は、2,200件(昨年より20件の減少)でした。

救急車が現場に到着するまでに通報から平均で6分程かかります。この間に適切な応急手当を行えるかが、傷病者の生死に大きな影響を与えることとなります。救急車が来るまでに、勇気を持って応急手当を行い、尊い命を救いましょう。



## 「救急の日」および「救急医療週間」

「救急フェア」

日時 9月7日(金)10時～16時  
※悪天候時は、11日(火)に延期、開催時間に変更なし。

場所 強羅駅前広場

内容 自動体外式除細動器(AED)、心肺蘇生法の体験、応急手当Q&A、高規格救急自動車展示など

「普通救命講習」

日時 9月9日(月)、26日(水) 9時～13時

場所 消防本部

対象 町内に在住・在勤の中学生以上の方

照会先 消防署救急係 ☎82-4511

お知らせ

「応急手当法の改正について」

応急手当の方法の一部が改正されました。

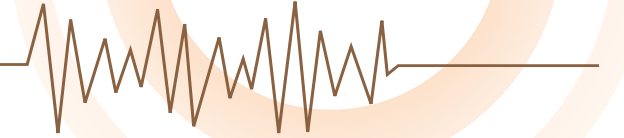
新しい救命処置は、全体が簡素化され、誰でも簡単に行えるようになっています。これまでの救命処置と比べ、最も大きな変更点は、胸骨圧迫(心臓マッサージ)の意義が強調されていることです。これは、効果的な蘇生を行うにはできるだけ早期から、十分な強さと回数(胸骨

# 気象庁の緊急地震速報

## 10月1日スタート

照会先 横浜地方気象台 ☎045-621-1999

緊急地震速報とは、地震の最大震度が5弱以上と推定した際に、強い揺れの地域名を強い揺れが来る前にお知らせするものです。



緊急地震速報は、震源近くでキャッチした地震の情報を自動計算し、強い揺れが始まる数秒から数十秒前に素早くお知らせします。ただし、震源が近い場合は、強い揺れに間に合わないこともあります。

この緊急地震速報はテレビ・ラジオ、専用受信機などにより提供されますので、受信した場合には、次のように『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全の確保する』ことが基本となります。

### ●家庭にいる場合

- 頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- あわてて外へ飛び出さない



### ●デパートなどの施設にいる場合

- 頭を保護し、揺れに備えて身構える。
- 従業員の指示に従う。



### ●屋外にいる場合

- ブロック塀の倒壊などに注意し、そこから離れる。
- ビルのそばはガラスなどの落下の恐れがあるので離れる。



### ●乗り物で移動中

- 車の運転中は、あわててブレーキを踏まずハザードランプを点灯し、緩やかにスピードを落として、道路状況を確認して左側に停車させる。
- 電車・バスの乗車中は、つり革、手すりなどにつかまる。

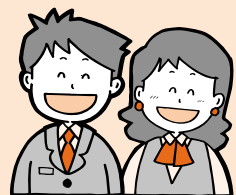


まず身の安全を確保しましょう

### 町職員採用試験のお知らせ

—申し込みは9月3日(月)から10日(月)まで—  
平成20年度に採用する職員の募集を次のとおり行います。

- 職種・人数  
一般行政事務職：若干名
- 申込期間  
9月3日(月)～10日(月)9時～16時  
平日の正午から13時までと土、日曜日の終日を除きます。
- 申込手続  
「申込書」などに所定の事項を記入し、庶務課へ本人が持参してください。  
※受験資格など詳細については、町ホームページ、または庶務課、出張所、さくら館、やまなみ荘、社会教育センター、レイクアリーナ箱根、消防本部で配布している「箱根町職員採用試験の案内」をご覧ください。
- 第1次試験日  
10月14日(日)



照会先 庶務課 ☎85-9561

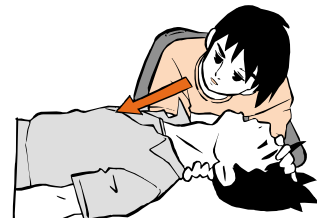
圧迫を絶え間なく行うことが重要であるとの考え方によるものです。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 心肺蘇生法開始の判断と手順が変更となり、反応がなく正常な呼吸がなければ、1回1秒の人工呼吸を2回実施した後、ただちに胸骨圧迫を開始することになりました。
- 胸骨圧迫と人工呼吸の比率が従来の15対2から30対2に変更されました。
- 救助者が人工呼吸を行えない場合は、胸骨圧迫だけでも構わないことになりました。
- AED(自動体外式除細動器)による電気ショックの連続実施

回数数が3回から1回に変わり、電気ショック後は、ただちに胸骨圧迫と人工呼吸を2分間(または5サイクル)実施後にAEDにより再度心電図を解析することとなりました。ただし、AEDの機種によっては電気ショックの回数も3回に設定されている機種もあり、この場合は、AEDの音声ガイダンスにしたがい行動してください。また、AEDを1歳以上8歳未満の子どもに使用することが認められ、この場合は小児用パッドを使用し実施することとなりました。

なお、今回の改正はより良い効果が期待されるため、改正されたものであり、これまでの応急手当の方法から変わった点はほかにいろいろありますが、これまでの応急手当普及講習会で習得した方法を否定するものではありませんので、尊い命を救うためには、これまでの講習会で習得した方法であっても自信をもって行動してください。



照会先 消防署警備第2課 ☎82-4511

### 国民年金の任意加入制度

◆海外に居住した場合  
日本国内に住所がない場合、国民年金には必ず加入する必要はありませんが、受給資格期間の確保や年金額を増やすため、任意加入することができます。

◆年金加入期間が短い場合  
年金を受けるための期間を満たしていない場合や、保険料に未納があるために年金額が減額されてしまう場合は、60歳から65歳になるまで、国民年金に任意加入することができます。

◆年金受給資格を満たせない場合は、70歳になるまでの間、任意加入することができます。

◆老齢基礎年金を受けている方や厚生年金・共済組合に加入している方は任意加入できません。また、満額以上の年金を受けることはできません。

照会先 保険年金課 ☎85-9564